

# 斜里町自治基本条例

## ○斜里町自治基本条例

平成 24 年 12 月 17 日

条例第 28 号

改正 平成 28 年 3 月 25 日条例第 9 号

平成 31 年 3 月 8 日条例第 1 号

(略)

### 第 11 章 条例の見直し

(条例の運用検証)

第 41 条 議会及び町長は、この条例の趣旨に沿った制度の整備、運用状況等を適切な時期に検証します。

2 町長は、この条例の趣旨に沿った制度の整備、運用状況等を検証する機関を設置することができます。

(条例の見直し)

第 42 条 議会及び町長は、この条例が町にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを検証し、その結果に基づき必要な見直しを行います。

○壱岐市自治基本条例

平成 30 年 12 月 18 日

条例第 31 号

(略)

第 8 章 条例の見直し

(条例の見直し)

- 第 30 条 市長は、この条例が市民を主体としたまちづくりの実現に寄与しているかについて、第 13 条に規定する総合計画の見直しと同期間において、市民参画によって検証し、検討を行うものとする。
- 2 市長は、前項に規定する市民参画による検討の結果、この条例の見直しが適当であると認められたときは、必要な措置を講じなければならない。

# 防府市議会基本条例

## ○防府市議会基本条例

平成二十二年十二月八日

条例第三十一号

改正 平成二四年三月二八日条例第二〇号

平成二四年一二月二八日条例第五二号

平成二八年三月三十一日条例第三二号

令和二年三月三十一日条例第一五号

(略)

(条例の見直し)

第三十一条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、この条例の施行後四年を超えない期間ごとに、議会改革推進協議会で検証するものとします。

2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、規則等の改正等が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとします。